

## D06「毒物劇物取扱者受験講座」要点集（第8版）法改正のお知らせ

JTEX（訓）日本技能教育開発センター

企画開発グループ TEL 03-3235-8682

令和2年4月1日 毒物劇物取締法の一部が改正となりました（平成30年法律第66号）。  
 法第4条、法第10条の内容の一部が変更しました。また、法第16条の2及び法第17条は、その内容は変わらずに、それぞれ法第17条及び法第18条へ変更しました。  
 これに関連する要点集（第8版）の修正点をお知らせいたします。

頁	行	改正前	改正後
145 ～ 146 頁	下か ら12 行目	<p>（営業の登録）</p> <p>第4条 毒物又は劇物の製造又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第3項、第7条第3項、第10条第1項および第21条第1項において同じ。）が行う。</p> <p>2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、<u>厚生労働大臣</u>に申請書を出さなければならない。</p> <p>3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。</p> <p>4 製造業又は輸入業の登録は、5年ごとに、販売業の登録は、6年ごとに、更新を受けなければならない。その効力を失う。</p>	<p>（営業の登録）</p> <p>第4条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第5条、第7条第3項、第10条第1項および第19条第1項から第3項までにおいて同じ。）が行う。</p> <p>2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の<u>都道府県知事</u>に申請書を出さなければならない。</p> <p>3 製造業又は輸入業の登録は、5年ごとに、販売業の登録は、6年ごとに、更新を受けなければならない。その効力を失う。</p>

頁	行	改正前	改正後
148 頁	上 か ら 14 行目	<p>(届出)</p> <p>第 10 条 毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、30 日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。</p> <p>二 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。</p> <p>三 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。</p> <p>四 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。</p> <p>2 特定毒物研究者は、次の各号の一に該当する場合には、30 日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。</p> <p>三 当該研究を廃止したとき。</p> <p>3 第 1 項第四号又は前項第三号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失う。</p>	<p>(届出)</p> <p>第 10 条 毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30 日以内に、製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。</p> <p>二 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。</p> <p>三 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。</p> <p>四 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。</p> <p>2 特定毒物研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30 日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は住所を変更したとき。</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。</p> <p>三 当該研究を廃止したとき。</p> <p>3 第 1 項第四号又は前項第三号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失う。</p>

頁	行	改正前	改正後
8 頁	下 か ら 8 行目	<p><b>要 点</b> 営業の登録と変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録は、<u>厚生労働大臣</u>が行う（5年ごとに更新を受ける必要がある）。</li> <li>毒物又は劇物の販売業の登録は、都道府県知事が行う（6年ごとに更新を受ける必要がある）。</li> <li>一定事項の変更をした場合、30日以内に<u>都道府県知事</u>を経て<u>厚生労働大臣</u>に届け出る（製造業及び輸入業の場合）。</li> <li>販売業の場合は、都道府県知事に届け出る。</li> </ul>	<p><b>要 点</b> 営業の登録と変更届</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物又は劇物の製造業、輸入業の登録は、<u>都道府県知事</u>が行う（5年ごとに更新を受ける必要がある）。</li> <li>毒物又は劇物の販売業の登録は、都道府県知事が行う（6年ごとに更新を受ける必要がある）。</li> <li>一定事項の変更をした場合、30日以内に<u>都道府県知事</u>に届け出る。</li> </ul>
46 頁	下 か ら 4 行目	<p>（事故の際の措置）</p> <p><u>法第 16 条の 2</u> 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>ために必要な応急の措置を講じなければならない。</p>	<p>（事故の際の措置）</p> <p><u>法第 17 条</u> 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>ために必要な応急の措置を講じなければならない。</p>
47 頁	下 か ら 9 行目	<p>（事故の際の措置）</p> <p><u>法第 16 条の 2</u></p> <p>2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>その旨を警察署に届け出なければならない。</p>	<p>（事故の際の措置）</p> <p><u>法第 17 条</u></p> <p>2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>その旨を警察署に届け出なければならない。</p>
49 頁	上 か ら 11 行目	<p><b>解 答</b></p> <p>ア <u>法第 16 条の 2</u>のとおり、保健所があてはまる。環境機関ではない。</p> <p>イ・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p>	<p><b>解 答</b></p> <p>ア <u>法第 17 条</u>のとおり、保健所があてはまる。環境機関ではない。</p> <p>イ・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・</p>

頁	行	改正前	改正後
49 頁	下 か ら 3 行 目	<p>解 答</p> <p>1 誤り。法第16条の2のとおり、届け出先として市役所や、町村役場は規定されていない。</p> <p>.....</p>	<p>解 答</p> <p>1 誤り。法第17条のとおり、届け出先として市役所や、町村役場は規定されていない。</p> <p>.....</p>
50 頁	下 か ら 4 行 目	<p>解 答</p> <p>ア 誤り。法第16条の2のとおり、1週間経って .....</p> <p>イ .....</p> <p>ウ .....</p>	<p>解 答</p> <p>ア 誤り。法第17条のとおり、1週間経って .....</p> <p>イ .....</p> <p>ウ .....</p>
151 頁	下 か ら 7 行 目	<p>(事故の際の措置)</p> <p><u>第16条の2</u></p> <p>2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、.....</p> <p>.....</p> <p>その旨を警察署に届け出なければならぬ。</p>	<p>(事故の際の措置)</p> <p><u>第17条</u></p> <p>2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、.....</p> <p>.....</p> <p>その旨を警察署に届け出なければならぬ。</p>
152 頁	上 か ら 2 行 目	<p>(立入検査等)</p> <p><u>第17条</u> 厚生労働大臣は、 ..</p> <p>.....</p> <p>2 .....</p> <p>.....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>5 .....</p> <p><u>第18条</u> 削除</p> <p>(登録の取消等)</p> <p>第19条 厚生労働大臣は、 ..</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(立入検査等)</p> <p><u>第18条</u> 厚生労働大臣は、 ..</p> <p>.....</p> <p>2 .....</p> <p>.....</p> <p>3 .....</p> <p>4 .....</p> <p>5 .....</p> <p>(登録の取消等)</p> <p>第19条 厚生労働大臣は、 ..</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

以上